

- (6) 学習に参加する方法は青年、男子成人、婦人、老人の対象別により団体形態、すなわち、学級（学校）、講座、行事集会、未組織（小集団活動）といったそれぞれの形態に対応させて効果的な学習をする。
- (7) 課題解決の方法として、目的別学習集団を形成し、その集団思考をとおして、共同解決をはかるとともに、成人学校、通信教育、その他、個人学習を通して、みずからの課題にとりくむ方法も重視していく。とくに都市化傾向の強い地区においては、その性格上個人学習的な色彩が要求されるであろう。

[事業計画]

（「学級（学校）、講座等の質的充実」を参照）

## 2 学級（学校）講座等の質的充実

### (1) 青年学級、勤労青年学校

[施策設定の理由]

勤労青年の公教育機関としての青年学級、勤労青年学校は、青年の動態に応じて青年の欲求と社会の要請にもとづいて運営されなければならない。しかるに、農村においては、対象青年の減少から、ややもすると第9表のとおり、中卒後の15才から22～23才までの青年をまとめて学習を進めているところが増加しつつあるが、現下勤労青年教育の重要性から、年少、年長を区別し、学年制、コース制により継続的、系統的な教育を進め資質が向上するよう整備改善充実の必要がある。

第9表 青年学級学習形態状況

		学 年 別	コ ー ス 制	講 座 制	計
昭和38年	具不備	24	68	92	184
	計	6	32	46	84
		30	100	138	268
	県 (%)	11.2	37.3	51.5	100
	全 国 (%)	4.5	20.8	74.7	100
昭和40年	具不備	20	33	42	95
	計	8	14	104	126
		28	47	146	221
	県 (%)	12.7	21.3	66.6	100

[施策の目標]

- (ウ) 中学校を卒業した15才～17才までの青年を、年少青年学級あるいは勤労青年学校では握し、中学校教育の継続教育としての基礎教育を行なうように推進する。
- (イ) 18才～20才(22,23才)までの高等学校卒業生、年少青年学級修了者は、年長青年学級あ